

「岩手県保健医療計画」について

1 計画に関する基本的事項

(1) 計画の性格

- 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に規定する医療計画
- 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第9条第1項に規定する都道府県医療費適正化計画（見直しに当たり、医療計画と一体的に策定）

(2) 計画の期間

- 2013年度（平成25年度）～2017年度（平成29年度）の5か年計画

2 地域の現状

- 主な掲載項目：地勢と交通、人口構造・動態、県民の健康・受療の状況、医療提供施設の状況、保健医療従事者の状況、医療に要する費用の状況

3 保健医療圏（医療圏）及び基準病床数

(1) 保健医療圏

- ア 二次保健医療圏（国通知を踏まえ見直しを検討した結果、従来の二次保健医療圏を継続）
9圏域（盛岡、岩手中部、胆江、両磐、気仙、釜石、宮古、久慈、二戸）

イ 三次保健医療圏

岩手県全域

(2) 基準病床数

病床の種別	圏域	基準病床数 (案)	既存病床数 (H24.9.30現在)	差引 (B-A)	現行 基準病床数 [参考]	
		(A)	(B)			
療養病床 及び 一般病床	二次保健 医療圏	盛岡	4,917	6,245	1,328	5,723
		岩手中部	1,616	1,880	264	1,828
		胆江	1,372	1,442	70	1,743
		両磐	1,062	1,220	158	1,357
		気仙	546	579	33	721
		釜石	391	764	373	519
		宮古	578	719	141	766
		久慈	342	514	172	395
		二戸	333	526	193	399
	合計	11,157	13,889	2,732	13,451	
精神病床	三次保健 医療圏	県の区域	4,220	4,454	234	4,497
感染症病床		県の区域	40	40	0	40
結核病床		県の区域	30	137	107	126

4 保健医療提供体制の構築

(1) 患者の立場に立った保健医療サービスの向上

- 医療安全対策の取組促進、総合的な医療相談体制の充実

(2) 良質な医療提供体制の整備、医療機関の機能分担と連携の推進

ア 医療機関の機能分化と連携体制の構築

- がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患及び認知症の疾病と、周産期医療、小児救急医療、救急医療、災害時における医療及びへき地医療の事業について主要な疾病・事業と位置づけ、医療機関の有する機能を明確にし、役割分担を促進
- 在宅医療の充実に向けて、かかりつけ医、在宅療養支援診療所等の医療機関と訪問看護ステーションや地域包括支援センター等の関係機関との機能分担、業務連携の確保及び多職種協働による取組を推進し、在宅療養患者等に対する地域の連携体制の整備を促進

イ 公的医療機関の役割

- 本県の公立病院における経営効率化や再編・ネットワーク化等の公立病院改革プランの進捗状況を踏まえ、継続して公立病院改革を推進

ウ 良質な医療提供体制の充実（疾病・事業及び在宅医療の取組内容等）

① がんの医療体制	<ul style="list-style-type: none">○ 県内のがん医療の均てん化に向けて、釜石保健医療圏における県立釜石病院の国による地域がん連携推進拠点病院への指定に向けた体制を確保○ 個人・集団カウンセリングなど、患者とその家族などがいつでも適切に緩和ケアに関する相談や支援を受けられる体制を強化
② 脳卒中の医療体制	<ul style="list-style-type: none">○ 急性期リハビリテーションの普及を図るため、医師、看護師、リハビリテーション専門職等の手厚い専門職を配置し、急性期治療と並行して集中的なりハビリテーションを実施するSCU（ストローク・ケア・ユニット）の整備を促進○ 地域連携クリティカルパスの導入や合同カンファレンス等による情報交換など医療から介護までの連携による取組を推進
③ 急性心筋梗塞の医療体制	<ul style="list-style-type: none">○ 速やかな救急要請や適切な処置による救命率の向上を図るため、岩手県心肺蘇生法普及推進会議を中心とした関係団体等の活動により、AED設置場所の周知及びAEDを用いた心肺蘇生法の普及など、県民に対する普及啓発を実施○ 急性期医療機関から自宅に復帰する患者の増加に対応し、心臓リハビリテーションを提供できる外来通院型心臓リハビリテーションや運動療法の普及を促進
④ 糖尿病の医療体制	<ul style="list-style-type: none">○ 健康いわて21プランに基づき、糖尿病に関する知識の普及啓発等による生活習慣の改善や特定健康診査等の受診勧奨による早期発見・早期治療など糖尿病予防対策を推進○ 糖尿病に係るそれぞれの医療機関が診療情報や治療計画を相互に共有できるよう、地域連携クリティカルパスの導入など医療連携体制の整備を促進
⑤ 精神疾患の医療体制（新設）	<ul style="list-style-type: none">○ 疾患や重症度に応じた治療が速やかに提供されるよう、機能分化に応じた精神科医療機関ネットワークによる連携体制を整備○ 受入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者が地域で安心して生活ができるよう、日中活動や住まいの場などの受入れのための基盤整備や就労による自立の促進等の地域生活支援体制を強化

<p>⑥ 認知症の医療体制【新設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 岩手医科大学附属病院に設置している岩手県認知症疾患医療センターを中核として各地域のかかりつけ医をはじめとする関係医療機関や地域包括支援センターへの専門相談等の支援体制を充実 ○ 家族の介護疲れなど、身体的、精神的負担を軽減するため、認知症の人の介護施設へのショートステイ等、家族の休息を支援するサービスとして利用可能な制度の周知を促進
<p>⑦ 周産期医療の体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ハイリスク妊産婦や分娩施設から遠隔の地域に居住する妊産婦の県内移動等に伴う負担を軽減するため、産科医師と連携した助産師による遠隔妊婦健診等の取組を推進 ○ 産科医療従事者の負担を軽減するため、ハイリスク分娩を受け入れる病院の産科医師3人以上体制の確保や周産期に対応する看護体制の整備等に取り組むとともに、岩手県周産期医療情報ネットワークへの情報入力を支援するための取組を推進
<p>⑧ 小児救急医療の体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小児救急電話相談事業の利用拡大を図るため、市町村や郡市医師会との協力のもと、利用の少ない沿岸・県北部での利用促進に向けた周知の取組を促進 ○ 小児救急輪番制を導入している盛岡保健医療圏における運営支援を引き続き行うとともに、他保健医療圏からの小児救急患者を受け入れるためのベッドを確保する取組を実施
<p>⑨ 救急医療の体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県民による病院前救護技能の向上を図り、傷病者がより良い状態で医師の治療を受けることができるよう、保健所や消防等の関係機関が連携して各圏域で講習会を開催するなど、AEDの機能や利用方法等の周知を含めた心肺蘇生法の普及啓発を推進 ○ 病院における救急救命士の実習受入を支援し、気管挿管等の特定の医療行為や生活習慣病に起因する急病などに対応できる救急救命士養成のための技能習得体制の整備を進めるほか、医療機関や消防機関と連携を図り、メディカルコントロール体制の充実に向けた取組を促進
<p>⑩ 災害時における医療体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時に中心的な役割を果たす災害拠点病院等が、災害時においても医療の提供ができるよう、病院施設の耐震化を促進 ○ 災害時に備え、自家発電装置の整備、燃料の備蓄等や、他の医療機関及び防災関係機関との連絡のための通信機器の整備を促進
<p>⑪ へき地（医師過少地域）の医療体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自治医科大学生や地域枠学生、奨学生が在学中にへき地医療に対する理解や意欲を増進するための卒前地域医療教育等の機会の充実や、へき地医療を担う医師が安心して勤務・生活できるキャリアデザインの検討等、医師の動機付けに取り組むとともに、プライマリ・ケアを実践できる総合診療医の育成を図るための取組を促進
<p>⑫ 在宅医療の体制【新設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 入院医療機関（病院、有床診療所、介護老人保健施設）における退院支援担当者の配置、在宅医療の関係機関・施設での研修や実習の受講を促進 ○ 患者の疾患、重症度に応じた医療（緩和ケアを含む）が、多職種協働により、できる限り住み慣れた地域で継続的、包括的に提供されるよう地域の医療及び介護関係者の参加による地域ケア会議の活用を促進や、地域の取組をけん引するリーダーを育成

エ 医療連携における歯科医療の充実【新設】

- がん治療における口腔ケアの推進をはじめ、脳卒中発症後の捕食・咀嚼・食塊形成・嚥下などの口腔機能の回復、専門的口腔ケアや歯周治療の取組など、患者の予後の改善等を図るため、医科と歯科医療機関との連携による取組を促進
- (3) 保健医療を担う人材の確保・育成
 - 医師・歯科医師、薬剤師、看護職員の確保等のための取組を推進
- (4) 地域保健医療対策の推進
 - 障がい児・者保健、感染症対策、移植医療、難病医療等、歯科保健、母子保健医療、血液の確保・適正使用対策、医薬品等の安全確保と適正使用対策、薬物乱用防止対策、医療に関する情報化の取組を推進
- (5) 保健・医療・介護（福祉）の総合的な取組の推進
 - 健康づくり、地域包括ケア、地域リハビリテーション、健康危機管理体制、地域保健・医療に関する調査研究、医療費適正化の推進

5 医療連携体制構築のための県民の参画【新設】

- 「自らの健康は自分で守るとの意識」や「病状や医療機関の役割分担に応じた受診行動」を喚起することなど、保健医療・産業・学校関係団体及び行政等の機関が一体となりながら、引き続き、県民一人ひとりが地域の医療を支える「県民総参加型」の地域医療体制づくりを推進

6 東日本大震災津波からの復興に向けた取組【新設】

- 沿岸被災地におけるプライマリ・ケア体制の早期の回復を図るため、圏域での検討や地域のまちづくり構想を踏まえ公的医療機関等の再建を図るとともに、「かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局」体制の再建を推進
- 「岩手県こころのケアセンター」（岩手医科大学内）や「地域こころのケアセンター」（沿岸4地域の県合同庁舎内）に専門職を配置し、保健所や市町村等と連携しながら、相談や訪問、健康教育などによるこころのケアの取組を推進

7 計画の推進と評価【新設】

- 施策を着実に推進するため、あらかじめ数値目標を設定し、いわゆる“PDCAサイクル”を取り入れながら、計画による取組の進行管理を実施（数値目標：57項目設定、現状を把握するための指標：412項目設定）
- 計画の進捗状況については、県の政策評価の取組と連動して、数値目標の達成状況、施策の取組結果など、岩手県医療審議会において、毎年度、評価・検証を実施
- 各保健医療圏においては、毎年度、保健医療圏（保健所）ごとに設置する保健所運営協議会や圏域医療連携会議等の場において、地域で情報を共有しながら、取組の評価・検証を実施

8 地域編【新設】

- 地域における取組の推進（各保健医療圏における現状と課題、取組の方向）

胆江保健医療圏における取組の方向

岩手県保健医療計画：地域編

